

他法他施策の活用について

地域福祉課生活保護グループ 浅野

他法他施策の活用

(次官通知)

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

(局長通知)

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- | | | | |
|-----|------------------------------|-----|-----------------------------------------------------|
| 1 | 身体障害者福祉法 | 2 2 | 国民健康保険法 |
| 2 | 児童福祉法 | 2 3 | 国民年金法 |
| 3 | 知的障害者福祉法 | 2 4 | 高齢者の医療の確保に関する法律 |
| 4 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 2 5 | 介護保険法 |
| 5 | 老人福祉法 | 2 6 | 児童扶養手当法 |
| 6 | 売春防止法 | 2 7 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 |
| 7 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 2 8 | 児童手当法 |
| 8 | 災害救助法 | 2 9 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法 |
| 9 | 農業保険法 | 3 0 | 未帰還者留守家族等援護法 |
| 1 0 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 3 1 | 引揚者給付金等支給法 |
| 1 1 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 3 2 | 自動車損害賠償保障法 |
| 1 2 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 3 3 | 墓地、埋葬等に関する法律 |
| 1 3 | 公害健康被害の補償等に関する法律 | 3 4 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 |
| 1 4 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律 | 3 5 | 母子保健法 |
| 1 5 | 健康保険法 | 3 6 | 学校保健安全法 |
| 1 6 | 厚生年金保険法 | 3 7 | 生活福祉資金 |
| 1 7 | 恩給法 | 3 8 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 |
| 1 8 | 各共済組合法 | 3 9 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 |
| 1 9 | 雇用保険法 | 4 0 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 |
| 2 0 | 労働者災害補償保険法 | | |
| 2 1 | 石綿による健康被害の救済に関する法律 | | |

年金・手当等一覧表

年金・手当等	支給要件（支給対象者）	支給月額	支給月	備考
児童手当	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。	3歳未満 15,000円 3歳～小学生 第1、2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円	2、6、 10	所得制限あり
児童扶養手当	次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童（一定の障害があるときは、20歳未満）を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、又は養育している者。 1 父母が婚姻を解消した児童 2 父又は母が死亡した児童 3 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童 4 父又は母が生死不明の児童 5 父又は母が1年以上遺棄している児童 6 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童（平成24年8月から） 7 父又は母が1年以上拘禁されている児童 など	児童1人 45,500円 児童2人 +10,750円 児童3人目以降 +6,450円 ※全部支給の場合	1、3、 5、7、 9、11	公的年金優先。 年金額が児童扶養手当額より低いと、差額分支給される。 所得制限あり

年金・手当等	支給要件（支給対象者）	支給月額	支給月	備考
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を監護又は養育している者。 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める程度の障害の状態にある者）	1級 55,350円 2級 36,860円	4、8、 1 1	所得制限あり
特別障害者手当	20歳以上で精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活においてほぼ全面介護が必要な在宅の重度障害者。 （施設入所者、3ヶ月以上の入院者を除く。）	28,840円 （重度者に県加算あり）	2、5、 8、1 1	所得制限あり
障害児福祉手当	20歳未満で精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童。 （障害を事由とした年金の受給者、施設入所者を除く。）	15,690円 （重度者に県加算あり）	2、5、 8、1 1	所得制限あり
福祉手当（経過措置分）	昭和61年3月31日において、20歳以上で従来の福祉手当受給資格者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給していない在宅の者。（施設入所者を除く。）	15,690円 （重度者に県加算あり）	2、5、 8、1 1	所得制限あり

年金・手当等	支給要件（支給対象者）	支給額	支給月	備考
国民年金（老齢基礎）	<p>保険料納付済期間（厚生年金保険の加入期間や共済組合の組合期間を含む。）、保険料免除期間及び合算対象期間を合わせた期間が10年以上ある者が65歳に達したとき。</p>	$816,000 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{40\text{年（加入可能年数）} \times 12\text{月}}$	偶数月	60歳からの繰り上げ支給可
国民年金（障害基礎）	<p>被保険者であるときに初診日のある傷病により、その初診日から1年6か月を経過した日（障害認定日）に一定の障害の状態（1級又は2級）に該当し、かつ、一定の保険料納付要件を満たしているとき。</p> <p>20歳前の傷病により障害の状態にある者が20歳に達したとき。</p>	<p>1級 年 1,020,000円 2級 年 816,000円</p>	偶数月	18歳到達の年度の末日までの間にある子、又は20歳未満で障害（1、2級程度）の子がいる場合は加算あり

年金・手当等	支給要件（支給対象者）	支給月額		支給月	備考
国民年金（遺族基礎）	<p>被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が死亡したとき、その者の子（18歳未満）のある妻又は子。</p> <p>被保険者が死亡したときは、死亡日前に、死亡した者の保険料納付済期間（保険料免除期間含む）が加入期間の3分の2以上あること。</p> <p>令和8年4月1日前の場合、死亡日に65歳未満であり、死亡日の月の前々月までの1年間に保険料を滞納していなければ支給される。</p> <p>（※障害がある場合は20歳まで支給されます）</p>	年額	816,000円	偶数月	<p>子の加算あり。</p> <p>死亡した者が国民年金の第1号被保険者であるときは、死亡一時金、寡婦年金あり</p>
特定障害者に対する特別障害給付金	<p>国民年金の任意加入期間に未加入であってその期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する次の者。（ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した者に限る。）</p> <p>(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</p> <p>(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被保険者（厚生年金、共済組合等加入者）の配偶者であり、障害基礎年金1、2級相当の障害の状態にある方。</p>	1級	月 55,350円	偶数月	<p>老齢年金、遺族年金、労災補償を受給している場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。特別障害給付金を受給すると、経過的福祉手当の受給資格喪失</p>
		2級	月 44,280円		

年金・手当等	支給要件（支給対象者）	支給月額	支給月	備考
国民年金（老齢福祉）	明治44年4月1日以前に生まれた者。 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた者で納付済期間等が短いため、旧制度の老齢年金を受けられない者。	年額上限416,900円	4、8、12 （11月可）	所得制限あり
老齢厚生年金	厚生年金被保険者期間がある者が老齢基礎年金を受ける資格期間を満たしている場合に65歳から老齢基礎年金に上乗せして支給。	報酬比例の年金額	偶数月	
障害厚生年金	障害基礎年金の対象となる障害が、厚生年金の被保険者期間中に初診日のある傷病により生じたときは、障害基礎年金に上乗せして支給。 障害認定は、障害基礎年金と同じ。 （ただし3級あり）	1級 報酬比例の年金額 ×1.25 2級 報酬比例の年金額 3級 報酬比例の年金額 ※最低保障額612,000円	偶数月	1、2級には配偶者の加算あり

年金・手当等	支給要件（支給対象者）	支給月額	支給月	備考
遺族厚生年金	<p>厚生年金の被保険者又は被保険者であった者が次のいずれかに該当した場合、その遺族に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が死亡したとき ②被保険者資格喪失後、被保険者期間中に初診日のある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき ③1級又は2級の障害厚生（共済）年金の受給者が死亡したとき ④老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき ⑤老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡したとき <p>子のある配偶者、子（18歳到達年度の年度末を経過していない者、または20歳未満で障害年金の障害等級1、2級）は、遺族基礎年金と併せて支給可能。</p>	報酬比例の年金額	偶数月	
厚生年金障害手当金（一時金）	<p>厚生年金の被保険者期間中に初診日のある傷病により障害状態になったが、比較的軽度のため障害年金に該当しない場合で、一定の納付要件を満たしているとき。</p> <p>（初診日から5年を経過するまでの間に治って（症状が固定して）いて、一定の障害の状態にあることが必要。）</p>	障害厚生年金額の2年分 最低保障額1,224,000円		各種年金の受給者には支給されない。

年金・手当等	支給要件（支給対象者）	支給額	備考
厚生年金脱退手当金	<p>昭和16年4月1日以前に生まれた者について、次のすべての要件を満たすとき。</p> <p>① 被保険者期間が5年以上あること。</p> <p>② 老齢年金を受けるのに必要な被保険者期間を満たしておらず、通算老齢年金、障害年金の受給権者でないこと。</p> <p>③ 被保険者の資格を喪失していること。</p> <p>④ 60歳以上であること。</p> <p>⑤ 過去に脱退手当金の額以上の障害年金又は障害手当金を受けていないこと。</p>	<p>被保険者であった全期間の平均報酬月額×被保険者期間に応じた支給率</p>	<p>次の場合は脱退一時金の受給権を失う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害年金の受給権者 ・ 障害年金または障害手当金を受けたことがあり、その額が脱退手当金の額に等しいか、超える場合。

年金・手当等		支給要件（支給対象者）	支給額	備考
雇用 保険法 （失業等 給付）	基本手当	一般保険者が失業した場合、離職の日以前2年間（その間に傷病等がある場合には最長2年間）に被保険者期間が12か月以上あること。	日額：離職前6ヶ月の賃金に応じて設定。概ね45%～80% 日数：被保険者期間、年齢、身体障害等の事情による	受給期間は原則として離職の日の翌日から1年間
	技能習得手当	受給資格者が公共職業訓練等を受ける場合に、基本手当に加えて支給される。	受講手当 1日 500円 通所手当 月 42,500円以内	
	寄宿手当	受給資格者が公共職業訓練等を受けるため、家族と別居して寄宿する場合に支給される。	月 10,700円	
	傷病手当	受給資格者が公共職業安定所に求職の申込みをした後、傷病のために引き続き15日以上職業に就くことができず基本手当を受けることのできない場合に支給される。		
	高年齢求職者 給付金	高年齢継続被保険者（65歳以上）が失業した場合、被保険者であった期間に応じ、基本手当日額の30日分または50日分に相当する額が支給される。	被保険者期間1年以上なら、50日分。1年未満なら30日分。	

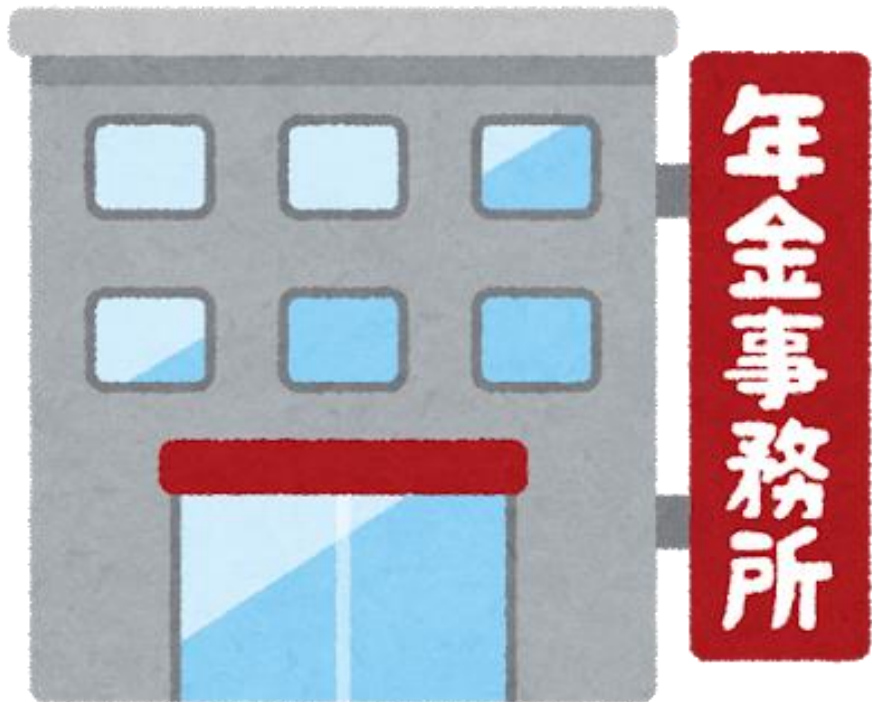
年金・手当等		支給要件（支給対象者）	支給額		備考
健康 保 険 法	傷病手当金	被保険者が業務外の傷病により療養のため就労不能となり、給料を支給されないとき、又は支給されても傷病手当金より少額るとき。	休職4日目から、標準報酬日額の3分の2に相当する額		
	出産手当金	被保険者が出産のため休職し給料を支給されないとき。	休職1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額 （給料の一部が支給されているときは、その分減額）		産前42日間 （多胎は98日間） 産後56日間
	出産育児一時金	被保険者が分娩したとき。	1児につき	500,000円	
	家族出産育児一時金	被扶養者である配偶者・家族が分娩したとき。	1児につき	500,000円	
	埋葬料(費)	被保険者が死亡したとき、その埋葬を行った者に対して支給。	50,000円以内		

年金・手当等		支給要件（支給対象者）	支給額		備考
自動車損害賠償保障法	保険金	自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合	死亡	3,000万円限度	死亡に至るまでの傷害の損害は120万円限度 ひき逃げ、無保険車による被害の場合は、政府に保障を求めることができる
			負傷	120万円限度	
			後遺障害	程度により 4,000万円（1級） ～ 75万円（14級）	
障害者総合支援法	自立支援給付	障害支援区分 ①移動や動作等に関連する項目（12項目） ②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目） ③意思疎通等に関連する項目（6項目） ④行動障害に関連する項目（34項目） ⑤特別な医療に関連する項目（12項目） 以上の80項目の調査結果や医師の意見書によって、サービス利用の審査判定を行う。	① 介護給付費 ② 訓練等給付費 ③ 自立支援医療費 ④ 補装具費 など		

年金・手当等	支給要件（支給対象者）		支給額	備考
年金生活者支援給付金	老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の老齢基礎年金の受給者 ・ 同一世帯の全員が市町村民税非課税 ・ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額878,900円以下 	<p>(1) 保険料納付済期間に基づく額 (月額) = 5,310円 × 保険料納付済期間 / 被保険者月数480月</p> <p>(2) 保険料免除期間に基づく額 (月額) = 11,333円 × 保険料免除期間 / 被保険者月数480月</p> <p>(1) と (2) の合計額</p>	
	障害年金生活者支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金の受給者 ・ 前年の所得が4,721,000円以下 	<p>障害等級が2級 : 5,310円 (月額)</p> <p>障害等級が1級 : 6,638円 (月額)</p>	
	遺族年金生活者支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族基礎年金の受給者 ・ 前年の所得が4,721,000円以下 	<p>5,310円 (月額)</p> <p>※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる。</p>	
雇用保険追加給付	2004年8月以降に雇用保険の給付を受給した方の一部		再計算した金額による支給が可能となった日以後の日の支給分	労災保険、船員保険も追加給付あり

<まとめ>

実際に申請事務等に関わってみてください！



ご清聴ありがとうございました